

令和元年12月20日(金)

学校人事課給与係

担当 狩野、藤生

内線 4600

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

1. 改正の概要

令和元年人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

- ① 成年被後見人等に該当して失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給に関する規定を削除する。
- ② 人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、令和元年12月期以降の勤勉手当の成績率を改正する。

(2) 昭和55年改正規則の一部改正

交通用具使用者に係る通勤手当額を引き下げる。

(3) 平成18年改正規則の一部改正

経過措置として規定した令和元年12月期以降の勤勉手当の成績率の上限を引き上げる。

3. 施行期日

- ・ 2の(1)①及び②、(3): 公布日
- ・ 2の(2): 令和2年4月1日